

★ 広島県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則（規則第一号）（水産課）

一 廃止の要旨

経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付制度については、平成十八年度以降新たな利用はなく、今後も利用が見込まれないことから、当該制度を廃止することとし、広島県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止した。

二 施行期日

平成二十三年二月一日

★ 広島県林業・木材産業改善資金貸付規則を廃止する規則（規則第二号）（林業課）

一 廃止の要旨

林業・木材産業改善資金の貸付制度については、平成十八年度以降新たな利用はなく、今後も利用が見込まれないことから、当該制度を廃止することとし、広島県林業・木材産業改善資金貸付規則を廃止した。

二 施行期日

平成二十三年二月一日

★ 広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第三号）（住宅課）

一 改正の要旨

1 次の県営住宅を廃止した。

名 称	位 置
県営昭和住宅	呉市焼山政畝三丁目

2 次の県営住宅を追加した。

名 称	位 置
県営第三平成ケ浜住宅	安芸郡坂町

3 次の県営住宅駐車場を設置した。

名 称	所 在 地
県営第三平成ケ浜住宅駐車場	安芸郡坂町

二 施行期日

平成二十三年四月一日。ただし、一1については、平成二十三年一月三十一日